
定 款

特定非営利活動法人 地域・知恵の輪

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 地域・知恵の輪 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市戸塚区戸塚町4-4-9番地1-3に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、少子高齢化がもたらす様々な現象が、地域に大きな影響を及ぼすとの認識の下に、高齢者、子育て女性を中心とした地域住民等に対し、予想される現象をホームページ等により具体的な情報の姿で提供し、各地域での取組みの提案と組織構築の支援、活動に必要な情報交換の場の提供などを行なうことにより、情報化社会の発展、保健、医療、福祉の増進、子どもの健全育成等を図り、更には、適正な人口構成を持った住みよい地域づくりに貢献するなど、まちづくりの推進を図ることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 情報化社会の発展を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 地域安全活動
- (6) まちづくりの推進を図る活動
- (7) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 少子高齢化問題周知・広報活動に関する事業
- (2) 地域活動組織構築支援に関する事業
- (3) 地域活動運営支援に関する事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、登録会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 登録会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を支援するため入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときには、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において登録会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長、1人を常務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において登録会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 会 議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は登録会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金及び会費に関する事項

(7) 借入金(その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 2 4 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 登録会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 2 5 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 2 6 条 総会の議長は、その総会に出席した登録会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 2 7 条 総会は、登録会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 2 8 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した登録会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 2 9 条 各登録会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない登録会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の登録会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した登録会員は、第 2 7 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 50 条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する登録会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 3 0 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

(2) 登録会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 3 1 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 3 2 条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 3 3 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

(3) 第 1 5 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第 3 4 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 3 5 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 3 6 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 3 7 条 理事会における議決事項は、第 3 4 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録署名人には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

- 2 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 この法人の会計は特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たな成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、その年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるものの外、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した登録会員の4分の3以上議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わない)

ものに限る。)

(2) 資産に関する事項

(3) 広告の方法

(解 散)

第 5 1 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 登録会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、登録会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(清算人の選任)

第 5 2 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第 5 3 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち総会において選定したものに帰属する。

(合 併)

第 5 4 条 この法人が合併しようとするときは、総会において登録会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を経なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 5 条 この法人の解散事由に係る公告は、法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	池松勝年
常務理事	傳甫嘉之
理事	岩田達也
監事	須貝紀夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成24年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

登録会員（個人）	入会金		3,000円
	年会費		10,000円
（団体）	入会金		30,000円
	年会費		50,000円
賛助会員（個人、団体）	入会金	1口	100,000円（1口以上）
	年会費		200,000円